

# 第2回座間味村議会臨時会

第1日目

9月3日

令和7年第2回座間味村議会臨時会会議録

招集年月日	令和7年9月3日		
招集場所	座間味村議会議場		
開閉会等 日時宣告	開会	令和7年9月3日 午前10時30分 議長宣言	
	閉会	令和7年9月3日 午前11時50分 議長宣言	
出席議員 (応招)	議席番号	氏名	議席番号 氏名
	1番	又吉文江	6番 宮平清志
	2番	西田吉之介	7番 宮平喜文
	3番	垣花太郎	
	5番	中村秀克	
欠席議員 (不応招)	議席番号	氏名	議席番号 氏名
会議録署名議員	6番 宮平清志	1番 又吉文江	
職務のため議場に出 席した者	事務局長 中村和茂	臨時書記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村長 宮里哲		
	副村長 宮平真由美		
	総務課長 松田力		
	産業振興課長 宮平明		
	船舶・観光課長 仲宗根寛		

## 令和7年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和7年9月3日午前10時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第31号～議案第33号まで）
4	議案第31号	専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第3号））
5	議案第32号	座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
6	議案第33号	座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例について

## ○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和7年第2回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時30分）

松田総務課長、宮平産業振興課長、仲宗根船舶・観光課長、もちろん村長、副村長という出席になりますので、議員の皆さん、御了承よろしくお願ひいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 又吉文江議員を指名します。

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3. 議案第31号 専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第3号））から議案第33号 座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

## ○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。本日は、旧盆の前々日ということで、また観光関連の産業で従事されている議員の先生方も多い中で、今日の日程を組ませていただきました。緊急だったものですからお願ひをしているところですが、その内容につきましては、また改めて議案説明の後の議論の中でお答えをさせていただきたいと思いますので、今日の午前中よろしくお願ひいたします。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

## 議案第31号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月3日提出  
座間味村長 宮 里 哲

## 座間味村告示第8号

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

## 令和7年度座間味村一般会計補正予算第3号（別紙）

### 【専決処分理由】

#### 1 物価高騰対策費

令和7年1月1日時点で本村に住所がある対象者に対し、「定額減税補足給付金（不足額給付）」事業を実施するにあたり、対象者の抽出を行う必要が生じたため。

#### 2 その他緊急経費

（1）民間会社より、国内外の来訪客の増加を目指す取組で、ポケ蓋無償贈与の申し出があり令和7年8月1日に受領することから、設置予算が必要となったため。

（2）道路の側溝が民間敷地内に設置されていることが判明し緊急に移動設置を行う必要が生じたため。

（3）村営住宅入居者の退去により、新たな入居者へ早急に住宅の入居案内を行うため修繕費の予算が必要であるが、当初予算では対応が困難な支出が生じたため。

以上、本予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和7年7月23日  
座間味村長 宮 里 哲

### 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

令和7年度座間味村一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

#### （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,197千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,076,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月23日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		241,793	308	242,101
	2 国庫補助金	211,485	308	211,793
17 繰入金		207,088	925	208,013
	2 基金繰入金	207,088	925	208,013

款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸 収 入		20,437	3,964	24,401
	4 雜 入	13,646	3,964	17,610
歳 入 合 計		2,071,443	5,197	2,076,640

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		506,837	308	507,145
	1 総務管理費	460,927	308	461,235
7 商工費		164,953	122	165,075
	1 商工費	164,953	122	165,075
8 土木費		169,385	4,767	174,152
	2 道路橋りょう費	53,972	803	54,775
	6 住宅費	19,216	3,964	23,180
歳出合計		2,071,443	5,197	2,076,640

議案第32号

### 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（昭和58年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出  
座間味村長 宮里 哲

#### (提案理由)

地方税法の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されたことになり、座間味村税条例の一部を改正する。

これが本議案を提案する理由である。

条例第11号

### 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年座間味村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「7」を「9」に改める。

第5条中「6」を「9」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第33号

#### 座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例について

座間味村船舶事業条例（1968年座間味村条例第1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

本村航路事業において、昨今の原油価格高騰に加え、人件費、修繕費も年々増加しており生活航路としての健全な経営維持が厳しい状況にあることから適正な運賃の見直しを図る必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第12号

#### 座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例について

別表第1の1の表中「2, 150」を「2, 450」に、「200」を「400」に、「4, 090」を「4, 660」に、「3, 660」を「4, 170」に改める。

別表第1の2の表中「1, 260」を「1, 290」に、「

座間味～阿嘉（急行）	100
------------	-----

」を「

座間味・阿嘉～泊（急行）	1, 780
--------------	--------

」に、「3, 200」を「3, 500」に、「6, 080」を「6, 650」に、「5, 440」を「5, 950」に改める。

別表第1の3の表中「300」を「500」に改める。

別表第1の4の表中「390」を「410」に、「100」を「110」に、「790」を「830」に、「210」を「220」に、「1, 580」を「1, 660」に、「320」を「340」に改める。

別表第1の7の表3m未満の項中「920」を「970」に、「9, 320」を「9, 790」に改め、

同表3m以上～4m未満の項中「1, 150」を「1, 210」に、「11, 730」を「12, 320」に改め、同表4m以上～5m未満の項中「1, 390」を「1, 460」に、「14, 150」を「14, 860」に改め、同表5m以上～6m未満の項中「1, 620」を「1, 700」に、「16, 550」を「17, 380」に改め、同表6m以上～7m未満の項中「1, 850」を「1, 940」に、「18, 960」を「19, 910」に改め、同表7m以上～8m未満の項中「2, 090」を「2, 190」に、「21, 370」を「22, 440」に改め、同表8m以上～9m未満の項中「2, 320」を「2, 440」に、「23, 780」を「24, 970」に改め、同表9m以上～10m未満の項中「2, 560」を「2, 690」に、「26, 190」を「27, 500」に改め、同表10m以上～11m未満の項中「2, 790」を「2, 930」に、「28, 600」を「30, 030」に改め、同表11m以上～12m未満の項中「3, 030」を「3, 180」に、「31, 010」を「32, 560」に改め、同表12m以上の項中「2, 410円を加算」を「2, 490円を加算（阿嘉～座間味間240円）」に改める。

## 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

### ○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第31号 専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第3号））を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

### ○ 1番（又吉文江議員）

まず、議案第31号についてお伺いいたします。専決処分の理由として、2の（3）、入居者の退去により新たな入居者へ早急に住宅の入居案内を行うため修繕費の予算が必要であるということですが、この入居者が退居した後、また新しい入居者を入れる場合のその修繕費ですけれども、本来だったら敷金で賄わなければいけないと思います。そこで、敷金の値上げとか、今後、敷金に対してどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

### ○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

### ○ 総務課長（松田 力）

基本的に公営住宅につきましては、公営住宅法で定められていますので、こちらのほうでそういう算定ということは、各自治体によってバラバラではなく統一であるということを御理解いただきたいと思います。

### ○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

### ○ 1番（又吉文江議員）

分かりました。じゃあ、特別、敷金礼金の部分では高く取れないということで理解していいですか。

### ○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

### ○ 総務課長（松田 力）

基本的に敷金は徴収させていただいております。今回ですね——今回というか、そもそも村営住宅も老朽化があり、ほとんどの修繕がその居住者による修繕の部分ではなく、やはり長年の経年劣化、そういう修

繕となっていますので、基本的には家主、村のほうですね、村が行わないといけないという部分が大半ですので、それ以外の清掃とか、そういったのは敷金のほうからちゃんと差し引いて、その敷金は還付するようを行っているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

同じところです。その修繕、390万円と結構大きいのですが、その詳細を伺ってもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まずは、今回2件の修繕がございまして、1件目は座間味島のほう、座間味区のほうですが、この入居者が約30年近くいて、やはり相当な劣化があって、畳を返したりしたら床も結構ボロボロになっていますし、いざ物を出して最終的に確認したら、電気のブレーカー等も30年もたっていまして、そういったものを変える必要があるのでそういったものとなっております。

もう1件は、座間味島で30年いた方が、大体340万円ぐらいかかりました。今390万円ぐらいとりあえず組んでいるんですが、あと1戸は50万円ぐらいですね、それは阿真区のほうになるんですが、その方は五、六年しかいないんですが、やはりアパート時代の劣化がすごくて、この方が住んでいたから、短かったんですが、入居者が壊したとかそういったものではなく、いざ再度確認すると、風呂場のタイルとかも経年劣化でひび割れとかがありますので、そういった修正も行っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今、村のほうも建物を長く、長期で使おうということでいろいろメンテナンスを入れていると思いますが、その30年住まわれている方がいるところ、それまでの間にそういったメンテナンスというのではなく入っていない状態で、あと退去になった、もう退去しますよというのが分かった月がいつなのか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回、7月23日に専決処分で補正予算を組ませていただいているが、これが6月終わりから7月にかけて退去がありましたので、さらに、もともと1件退去があるということで、当初予算には組ませていただきました。その中で、公募した結果4件応募がありまして、その方は優先順位的に順番をつけても入居の予定となっているものですから、退去者が出了した時点で速やかにその方が入る権利がありますので、早急な修繕が必要だったものですから、今回の補正予算に計上させてもらったところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

7ページの今の住宅費の1個上ですね。説明理由のところで、道路の側溝が民間敷地内に設置されていることが判明し、緊急に移動設置を行う必要が生じたためとあります。もう少し詳細のほうをお願いします。どれぐらい緊急性があったのか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

よろしくお願ひいたします。今、その場所は阿佐集落の避難道路の下のほうに、今、民間の住宅を建設している場所があるんですが、そこの部分ですね、側溝が集落内から来ていて水路につながっているんですけども、一部その敷地内に入ってまして、その住宅を建設している方がそこを早急に埋めたいと、駐車場にしたいということでしたので、我々が確認して、本当に民有地なのか、我々の土地に入っていないかということを確認したところ、民有地に入っていることが判明しましたので、我々に瑕疵があるということで早急に必要性が生じました。先月の末ぐらいに修繕が終わりまして、今、その方はそこにコンクリートを敷いて駐車場にするということで工事を進めているところでございます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第3号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認について（令和7年度座間味村一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第32号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第6. 議案第33号 座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例について議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

添付資料のほうでいただいた中に、増額額と増額率が記載されているんですけれども、この増額率の根拠のほうをまず伺ってもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらは、国から示されている運賃上限額算定表というのがあります。そちらを基に計算すると、まず基本的なのがフェリーざまみの片道料金を基本として計算の算定表がありますので、そちらをいっぽいいっぽい上限で上げられる額が2,450円という形になっております。それに基づいてクイーンざまみについては、フェリーざまみの急行という形で1,050円の追加となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この提案された理由が、そもそも昨今の原油価格高騰に加え、人件費、修繕費も年々増加しており、生活航路としての健全な経営が難しいという状況からの値上げだと思うんですけれども、実際に今出されている値上げする金額で、最初の提案理由にあります原油価格高騰とか人件費、修繕費もカバーできるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

実際のところにおきましては、やはり修繕費等が昨年に比べて大分上がっており、そこを踏まえて国のはうと交渉はしたんですが、運賃上限額算定表に基づくと、この金額、いっぽいいっぽい上げられる金額で今出しているんですが、実際は、この金額だと年間で6,000万円ぐらいのプラスになるのかなと思ってますが、やはり一般会計からの繰入額、前回までの繰入額等を考えると、ちょっと足りないのかなとは思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この金額を値上げしても結局足りないのであれば、この値上げが何の意味があるのかなと思うんですけれども、実際に黒字化、黒字と言ってもそんなに大きな利益を生む必要はないと思います、公営なので。だけでもせめてトントン、もしくは少し余剰金が出るぐらいの数字にするためには、一体全体これはどれぐらいの値上げが必要なのか。その算出というのは村としては行っているんですか。答えが、国が示した指標指標

と言うんですけれども、そうじゃなくて、まず自分たちでこれぐらいの経費がかかっているので、これぐらいの金額を上げないともたないですよ。だって一般財源から毎年1億円以上繰り出していますよね。これを続けていくとかなり座間味村は財政的にやばいと思うんですけれども、それを是正するための運賃値上げだと思います。一体全体これは幾らぐらいで黒字、トントン、もしくは少し上乗りするぐらいの黒字になるのか、その数字というのは把握しているのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

実際のところ、フェリーざまみの片道料金で約40%、現行の2,150円からの40%アップの3,000円ほどですかね。さらにクイーンざまみでいくと、30%アップの4,050円ほどで計算していくと、収入で費用を賄えるという形になりますが、大前提として、費用を収入が超えたら駄目という、要するにもうけたら駄目というのがあります。今言ったパーセントが、費用を賄える運賃設定になるかと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今、値上げ値上げという話ですが、確かに一般財源からかなりの金額が出ていて村民の負担というのが大きくなっています。その中で、今回の値上げに関して、同じく離島航路を運営している渡嘉敷村とか栗国村などはどのような状況なのか分かりますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今回の運賃改定については、昨年度から、やはり渡嘉敷村、栗国村も厳しいということがあったので、一緒に行っていこうという話はありました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今回、ほかの離島村は一緒にこのような申請をされているのか、教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

栗国村、渡嘉敷村、共にやらないということは聞いております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

先ほどの答弁で、約40%アップで賄えるようになるという話でした。今、クイーンのほうで約9%、フェリーざまみのほうで14%ぐらいです。40%に達するためには、せめて今年値上げをして、また来年、再来年というふうに段階的に上げていく計画なのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今後の財政状況も鑑みながらだとは思うんですが、今ままでは大変厳しい経営になるかと思いますので、段階的に上げていく必要はあるのかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

経営努力についてお伺いしたいんですけども、座間味村の船はとっても弱いねという話を耳にします。この夏も台風で長らく欠航していて、やっと出るのかなと思ったら渡嘉敷村、粟国村はフェリーが出ました。しかし、座間味村のフェリーは欠航でした。一日欠航することによって、もちろん台風のときは仕方ない。事情は分かりますけれども、欠航するのに当たってかなりの損害が発生していると思います。そして、村民も船が来ないことで観光業にしてもかなりの赤字を被っています。そういう中で、船の欠航という判断ですね、これは基準というものがあるんですか。小型旅客船はそのときにお客さんを迎えて行ったり、ピストン運航で渡嘉敷に行ったりとか、いろいろ努力はしている——努力というか来ているのに、なんで大きな旅客船が出ないのかというのが、非常に今までずっとそうだったんですけども、この夏もそういうことがありました。その基準というものを教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

分かりやすいところで言いますと、高速船は3メートルの波高から検討に入り、欠航になる場合がほとんどです。フェリーにおきましては4メートルからということですが、この波高の予報につきましても、沖縄本島地方は3メートル、4メートルという場合があります。例えば台風が沖縄本島の遙か東側にある場合でも3メートルあるいは4メートル、これは沖縄本島の東海岸になろうかと思いますし、そういった意味での波の捉え方もありますが、公的機関が出した波の予報でございますので、まずそれを一つしっかりと判断材料に加味して入れないといけないというのは事実としてございます。その次に、例えば、特に分かりやすいのは渡嘉敷村と座間味村を比べた場合でございますが、渡嘉敷村は沖縄本島に近くてワンポート、いわゆる港が1つしかありません。座間味の場合は、渡嘉敷よりも那覇から遠くて2つの港を経由しないといけないということで考えますと、那覇発の渡嘉敷経由で那覇に戻ること、那覇発の阿嘉、座間味で那覇に戻るには時間に相当タイムの差がでてきますので、これから波が高くなってくる、台風が近づいてくるような場合、あるいは低気圧が近づいてくるような場合に関しては、渡嘉敷が出すことができても、座間味村の場合は距離が遠い上に、阿嘉と座間味がありますよねということが一つのネックとなります。

それともう一つは、各港の港口がどこに向いているか。阿嘉の場合ですと、南東の風が強くなりますと、阿嘉の港口が非常に厳しくなってきて、港口から入ってくる波が多くなるので静穏度が悪くなると。座間味は大丈夫でも阿嘉が出しづらいよねとかですね。いろいろな環境が座間味村と渡嘉敷村では違うので、船が一概に弱いとか強いとか、波に強いとか波に弱いだけで船の運航を判断しているということではないということはぜひ御承知おきをいただきたいと思っております。

併せて、まずは私たちが一部考えているのは、安全にお客様と荷物を運ぶというのが大前提でございますので、極端に言うと4メートルでも船を出せと言えば出すのかもしれませんけれども、安全に荷物とお客様を運べるかというと、またそれは別の話でございます。これは私たちの判断基準だけではなくて、海上保安庁、それから国交省ともいろいろな議論を重ねて、あるいは定期的に船に乗っていただいて、それから数年に1回ヒヤリ・ハットがなかったかとか、いろいろな検査の確認をされながら、こういった場合に船を出

していいのかとかという話もさせていただいております。そういったことで考えますと、渡嘉敷が出たから座間味も出るだろうとか、あるいは座間味が出たのに何で渡嘉敷が出ないだろうというのは、過去にも一般質問でしゃっちゅう出てきましたが、そういった回答をさせていただいているところです。

そして、実際に私たちの船が欠航したときでも沖縄本島から小さな漁船なりがチャーターで来ますが、私からすると怖くてとても乗れたものではございません。ああいう状況の中で船を出すこと自体が私には信じられないということは、その裏には安全に本当にお客様を連れて帰ることができるんですかということだと私は思っています。ここでトラブルがあったときに、静音な波の状況であれば幾らでも人を助けることができるかもしれません、荒れ狂う波のときに何かトラブルったとき、この船を助ける、ここに乗っているお客様を助けることというのは非常に簡単ではないというふうに思っております。そういったことをトータル的に考えたときに、うちの船としては、今日は出せないねという判断を船長がするということでございます。

併せてもう一つ、国交省から言われていることがございまして、例えば船長が今日の波だと船は出せますよと言ったとしても、今、私がオーナーという形になりますけれども、船主ですから。オーナーがいやいや心配だから出さなと言ったら船は出ません。逆に船長が出さないと言っているのに私が出せと言っても船は出ません。何が言いたいかというと、国交省の考え方としては、とにかく安全のためには、いかに船を止めることができる環境をつくるかというのが国の考え方でございます。私たちはそういう形にのつとつやっておりまして、結果として経済に及ぼす影響というのが大きいのも重々承知しておりますが、仮にこれで事故が発生した場合に、その人の命と財産をどう私たちが責任を取れるかというのは、取れる範囲での運行しかできないということで御承知おきをいただいて、今回の7月も、本当に例年になく非常にお客様を運ぶことができなかつたということで、私自身も悔しい思いをしております。私以上に民間事業者の皆さんには本当に大変だったというのは従々承知をしておりますが、私たちも一つの安全運航、安心してお客様を乗せられる環境をつくるということをぜひとも御理解いただきたい。決して、私たちがもう疲れているから休もうということではないということだけは御承知おきをいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

一日の売上げというのはどのくらい、要するに全便欠航したときにどれだけ赤字になっているのか。大体でいいんですけれども。ある程度私は経営努力というのも、安全安心はもちろんなんですけれども、小型船舶に至ってはある程度波高が何メートルだったら駄目とか、小型船舶もいろいろ厳しい基準があると思うんですね。そういう中で、こんな小さい船が往復できているのに、何でというのも、もちろん港が2つ、例えばじやあ阿嘉港には着けられないけど、座間味港だけでも着けようかとか、そのときの状況によるんですけれども、そういう判断というのが柔軟にできないのかなというのもちょっと気にはなっていて、本当に観光業の船が来る来ないによってかなりの影響、もちろん台風、先ほども言ったんですけれども、そういうものもあります。本当に無理なときはもちろん無理だと思うんですけれども、今回も8月の中旬ぐらいにも本当にべた凧で、低気圧で台風になるなるといって、結局ならなくてべた凧で、そして渡嘉敷までピストンでたくさんのお客さんを渡嘉敷に運んで、それに乗って渡嘉敷から帰ったということもありました。こんな天気だったら来れるんじゃないかな。例えば朝1便だけでも出すとか、フェリーを入り出しそうとか、そういう経営努力というのを、一日欠航したときにどれだけ赤字が出るのか。民間だったらそういう経営をすると思うんですね。安心安全のできる範囲内で努力する。そういうのがちょっと足りないのかなというふうに村民も思っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おっしゃることはよく存じ上げております。先ほどから料金改定の中でも赤字、いわゆる船の経営状況については、私も先頭に立って課長と一緒にこれからどうするんだというのを考えているところでございますので、民間企業同様、私たちも公営企業という、公営というのが前にはつきますけれども、企業としてどうしていくべきか。ですので、本当は値上げもしたくないけれども、値上げ幅はどうするんだという議論をさせていただいているところです。小さい船は出るけれども、座間味が出なかった。実際にそういうこともありました。先ほどから話しているように、渡嘉敷は出るけど座間味が出なかった。逆に、座間味は出たけど渡嘉敷が出なかったということもあります。より安全に運ぶにはどうしたほうがいいのか。もちろん私たち人間が判断をすることもありますし、天気予報というのはいきなり変わることもありますので、結果論として出せたかもしれないのよねというのをゼロだとは言うつもりもございませんが、やはりそのときそのときの判断としてしっかりとやっていただきたいというのが私の船長に対する考え方ですし、不安を抱えたままで船を運転することほど危険なことはないというのは、私も実は船舶免許を持っておりますので分かっております。そういった不安を拭いながら、絶対に安心してお客様を運べるんだというときに船を動かす。これが私たちの基本的な考え方で、私からすると、先ほどから何度も同じことを言って大変申し訳ないんですが、あの荒れ狂う中、船を出してくる船長の立場が私には気が知れないと言ったら失礼な言い方かもしれません、お客様を乗せるという前提で考えたときには、私には考えられない行為だと思っておりますので、私は常に安心して船を運航させたいと思っております。また、先ほども言ったことですが、100%私たちが当たっていたということじゃないところもあるのかもしれません、それは気象予報等々を含めしっかりやっていきたいということ。

それから申し忘れましたが、台風が近づいている場合に関しましては、泊港においては、皆さん一斉に全船舶が台風対策をします。要は対岸にロープを取ったりするということで、仮に船が出せたとしても、私たちの船が帰ってくるのが遅くなることによって台風対策ができなくなる可能性がある場合も、繰上げ運航というのを考えることがあり得るということでございますので、私たちだけではなくて、お互いに船のやり取り、安全安心な環境づくりというのをやっているということも、もう一つ申し述べたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この料金表の島割のところですけれども、もちろん料金改定に応じて村民の負担というか、今までの島割を使った金額よりも値は上がっていくんですか。その辺は県の補助金を使って抑えてくれていると思うんですけども、県のほうとの話合いはどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

村民割については、今年度から国になって、県が間に入っているんですが、離島コストの部分に関しましては、やはり今ここでうたっている増減額のところで、大人、フェリー当たり510円の追加が出てきますので、その部分に関しては県を通して内閣府のほうに調整させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この船賃の島民割引につきまして、私が村長に就任してからの事業でございまして、沖縄県と連携してやってきました。沖縄県のほうも船はJR並みに、飛行機は新幹線並みにという大前提の下、一括交付金を活用して船賃の低減化を沖縄県と国と各市町村で行ってきたところでございます。当初は、沖縄県の一括交付金を活用しておりましたが、沖縄県の一括交付金の予算が毎年先細る中で、この予算の獲得に将来の不安を抱えたため、今、国との直轄事業として補助金をいただく制度ができております。予算としてはそういう形になっておりまして、その大前提からしますと、先ほど話したとおり、船はJR並みというのが基本でございますので、多少JR料金が変わっているとはいえるが、そんなに大きく変わつておりませんから、私としては、今回の船賃の料金改定が行われたとしても、村民の負担額に関しては据置ができるような仕組みをつくりたいということで、今、課長に頑張ってもらって、国、県と調整をさせていただいております。年度途中でございますので、国、県の予算が厳しいという話であれば、私いたしましては、一般財源を使ってでも今年度中の値上げ幅に関しては、村民の負担ができるだけ増やしたくないというのが私の考え方でございますので、この条例が可決された暁には、9月定例議会にて国の動向を踏まえながら、いろいろな予算措置も考える必要があるかなというふうにも考えているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そもそもこの船舶の運賃の改定ですけれども、臨時議会を開いて、なんか急ピッチでここまで来ている感じがしているんですが、もう少しこれはゆっくり、料金の内容もこのままだったら赤字を続ける料金改定になります。自分たちとしても、こんな急にこの話を持ってきて、すぐ認めろというのもなかなか難しいと思います。旅客船でやるんだったら、例えば窓側の席の料金を高くするとか、観光の方からしたらやっぱり窓側席が人気だと思います。そういう民間の飛行機みたいに、席の指定まではしなくとも、エリア別で料金を分けるだとか、どうにか経営の改善点は幾らでもあると思うんですけれども、そういったものもしっかりと加味して考えていいかいいいけないと思うんですけれども、その辺の話合いというのは行われたのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

内部のほうでは行っていないんですが、去る監査の際に、監査委員の先生から提案を受けましたので、今後、特にクイーンざまみとかを指定席にするのかとか、そういうしたものも含めて検討したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

よろしくお願ひします。値上げに関してですけれども、値上げについてはもちろんやっていただきたいところですけれども、細かい数字は置いておいて、どうせ値上げをするのであれば、もう少し国、県と相談しながら検討してですね、もっと値上げ幅を高くすべきだと思うんですけれども、そこら辺の見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

宮平議員に対してのお答えの前に、先ほど西田議員からの質疑がありましたが、国交省との料金のやり取りは前年度から少しづつ始めているということは御承知おきいただきたい。ただ、いろいろな計算式だったり国の決まりごとの中で表に出せないこと等もございまして、実は今日の議案に対しても事前にお願いをしておりますが、認可が下りるまでは公表しないでくれということを国交省からお願いをされておりますので、そういったお願いもさせていただきました。そういう状況がございまして、なかなか料金改定に関する事務作業の状況が皆様方にお知らせできなかった、あるいは村民に公表していないというのは申し訳ない気持ちではありますが、そういう背景があるというのをぜひ御承知おきいただきたいということと、多少、私たちが今回臨時議会でお願いをしたいということで臨時議会を開かせていただいた部分に関しましては、国交省の考え方として、9月中に認可を下ろさないと10月1日からの……、私たちは10月1日から、いわゆる船の会計年度は2種類ございます。いわゆる役場でやる会計は4月、3月ですが、損益計算、いわゆる国の補助金をもらう、赤字の場合に補助金をもらう計算をする会計年度というのは9月、10月なんですね。なので、いわゆる損益でいう年度内、今年度で言うと9月までに料金改定をして認可をいただかないと、次年度10月1日から新料金では営業できませんよ。10月を超えて認可をもらうということは、来年の10月からの料金改定になりますよということではあります。ですが、今おっしゃるように、9月中に認可をいただければいいので、もしもうちょっと勉強して、もう1回交渉をしてという話であれば、私のほうも一応頑張っていきたいなというふうには思っております。

もう一つは、毎年毎年値上げをするのがいいのかという考え方ですね。常に赤字の航路である中で、抜本的な解決方法というのはもちろん経常改善もございますが、料金改定もございます。今年100円上げました、来年100円上げました、その次も100円上げましたというよりは、思い切って、利用者には大変申し訳ないんですが、一発で300円上げさせていただいて経営改善に努めていくというのも一つの考え方ではないかというのもあるのではないかと思っております。

また、宮平清志議員からもありましたとおり、こういったのも含めて、しっかりと私たちとしては国と調整をさせていただいたのですが、今のところ国から内諾的なものをいただいているのが、今回お示しした料金になっておりまして、又吉文江議員からの質疑の続きにもなりますけど、今の料金の上げ幅ではなかなか経営改善にはつながらない。一般会計からの持ち出しがあるということで考えますと、先行きは非常に不安ではありますが、与えられた仕事の中でしっかりとやっていくのが私たちの立場かなというところも御承知おきをいただきたいと思いますし、また引き続き、料金の改定の考え方、あるいは国との折衝の在り方について、私もう一度勉強をし直しながら、しっかりと経営改善に努められるような行政運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほど質疑したときに、近隣離島の市町村は今回の値上げについては、まだ一緒に足並みはそろわないということで、そろえないということですけれども、今後ですね、あちらの経営がどうなっているのか分からぬんですけども、離島村、一緒に国交省に交渉するとか、そういう考えはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

船舶・観光課長からもありました、前年度ぐらいから私たち動いているところで、近隣の団体さんにもお

声掛けをして検討するという話はあったんですが、結果として近隣は今回申請をしていないということです。その内容がなぜなのかというのは分かりませんけれども、いずれにしてもどちらの航路事業も赤字であるということは、私たちは他の資料から見て取れているので、なぜ今回申請をしなかったのか、一緒にしなかったのかというのまでは理由は聞けておりませんが、近々に他の公営企業もそういった行動に出るのではないかというふうに推測はしておりますけれども、私どもは他を待っている時間的な余裕もございませんし、しっかりと自分たちの考えに基づいて料金改定について事務的手続を進めているということでございます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この船舶の料金値上げに関してですけれども、やはり提案理由の抜本的な解決には到底至らない金額での値上げというのは、やる意味が全くないと思います。であるならば、本当にこの赤字が改善されるような数字を出してもらって、そこから議論が始まると思いますし、まだまだ話合いの中でですね、例えば指定席を検討するという話もあると思います。料金を変えるやり方もあるし、ましてやこれだけ今インバウンドも伸びてきて、9月も3便運航が可能じゃないかという、まだ経営としてやれることがたくさんあると思います。今この料金を可決してしまうと、努力はしないといけないけど赤字がずっと続くよね。結局一般財源からの補填で、自分で自分の首を絞める形になりかねないので、私はこの金額には賛成できません。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今、西田議員からもありましたが、値上げ幅をもう一度、練り直して検討するべきじゃないかと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第33号 座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対しては異議がありますので起立によって採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数です。したがって議案第33号 座間味村船舶事業条例の一部を改正する条例については、否決とされました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和7年第2回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉会（午前11時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　宮平喜文

署名議員　宮平清志

署名議員　又吉文江